

川越市教育委員会第8回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成30年9月26日 午前10時
- 3 閉 会 平成30年9月26日 午前11時15分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、長井良憲、黒田弘美
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長中沢雅生、学校教育部長福島正美、教育総務部副部長兼教育財務課長松本和弘、学校教育部副部長兼教育指導課長中野浩義、教育総務部参事兼中央公民館長久津間義雄、教育総務部参事兼博物館長田中 信、学校教育部参事兼学校管理課長内野博紀、学校教育部参事兼教育センター所長横山敦子、教育総務課長若林昭彦、文化財保護課長田中敦子、地域教育支援課長福井康司、中央図書館長内田修弘、学校給食課長鈴木勝行、市立川越高等学校事務長松本陽介

8 前回会議録の承認

平成30年度第3回定例会会議録、第4回臨時会会議録を承認した。なお、第5回定例会会議録、第6回臨時会会議録及び第7回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第23号 平成31年度当初教職員人事異動方針・細部事項について 参事兼学校管理課長

平成31年度川越市立小・中・特別支援学校県費負担教職員の人事異動を推進するに当たり、埼玉県教育委員会教育長から平成31年度当初教職員人事異動の方針・細部事項の通知があったことを受けて、本市における平成31年度当初教職員人事異動の方針及び細部事項を定め、人事異動の適正かつ円滑な推進を図ろうとするものである。また、本市においては、「第二次川越市教育振興基本計画」を踏まえて、適材適所、人材育成、教職員組織の充実と均衡化、教育水準の向上及び再任用教職員の活用の視点から人事異動を推進するものである。

本市の人事異動方針・細部事項を作成するに当たり、策定の参考としている埼玉県教育委員会の教職員人事異動の方針及び細部事項について、昨年度からの変更点はないことから、本市の人事異動方針・細部事項についても昨年度と変更点はない。

なお、人事異動方針については、市立小・中・特別支援学校及び市立川越高等学校の人事異動に係るものとして定め、細部事項については、市立小・中・特別支援

学校に係るものとして定めようとするものである。

また、市立川越高等学校については、「埼玉県立学校教職員人事異動実施要綱及び取扱要領」に基づき実施し、「川越市立川越高等学校教員人事応募制度の概要」により、人材を確保し、人事交流を推進していきたいと考えている。併せて、さいたま市及び川口市との人事交流についても進めていくものである。

委員

本市における教員の平均年齢について伺いたい。

参事兼学校管理課長

小学校教諭の平均年齢が37.6歳、中学校教諭の平均年齢が41.2歳である。

委員

他市町村と比較してどのような状況か確認したい。

参事兼学校管理課長

他市の状況を聞くと、小学校では低年齢化が目立っているとのことである。

委員

平成30年度で退職する教員はどのくらいいるのか確認したい。

参事兼学校管理課長

小学校では校長9名、教頭3名、教諭17名、中学校では校長5名、教頭1名、教諭16名、養護教諭1名が定年を迎える。

委員

平成31年度当初教職員人事異動の方針の基本方針の中に「教職員の年齢構成不均衡を解消するため」とあるが、年齢構成不均衡とは具体的にどのようなことか説明してもらいたい。

参事兼学校管理課長

現在、40代の教職員については埼玉県の採用の関係で絶対数が少ない状況である。年齢構成としては年代別に同人数程度いる方が学校にとっては望ましい。

委員

今後、教務主任、教頭、校長になる人材の確保はどのように行っていくのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

各学校における人材育成が急務となっている。仕事を与えながら育てていく。適性があると思われる者には声をかけながら、視野を広げていくという取組を継続して行っているところである。学校訪問の際、情報収集するなどして人材の育成を図っていく。

委員

女性管理職の現在の人数と、目標値を確認したい。

参事兼学校管理課長

小・中学校合わせた数字になるが、校長は7名で全体の約13.0パーセント、教頭は12名で21.8パーセントとなっている。目標値は特に設けていないが、人数は増やしていきたいと考えている。

委員

勸奨退職する教職員は年間でどのくらいいるのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

今年度末での勸奨退職者はこれから申し出がなされる。昨年度の教諭の勸奨退職者は、小・中学校合わせて4名であった。

委員

人事は公正が基本である。基本方針に「適材を適時に適所に配置する」とあるが、教育委員会として適材適所を具体的にどう捉えているのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

各学校長へのヒアリングにより、学校における課題とその解決に必要な人材を把握し、異動対象者の異動の際に、課題解決にふさわしい教職員を配置する。そのように捉えている。

委員

組織の課題解決、目標達成のための戦略的なものも人事の役割である。先送り人事ではなく、組織にとって本当に必要な人材を配置しなくてはならない。本市の課題は学力向上といじめの防止である。例えば、学力の低い学校に指導力の高い教員を配置するなど、積極的な人事が必要と考える。事務局の考えを伺いたい。

参事兼学校管理課長

学力向上を課題と捉えている学校については、学習指導に長けた教員や授業改善の研究の推進力になるような教員を配置している。また、いじめ防止については、生徒指導の核となる教員が必要であるため、そうした教員を配置するなど、学校の課題解決に向けた配置を進めているところである。

委員

本市の2つの課題解決のためには教職員の力によるところが非常に大きい。人事に関しては、その点を意識して戦略的に行ってほしい。

女性教職員については能力も高く、積極的に配置すべきと考える。しかし、小さい子どもがいる場合など、ある意味ハンディキャップを負うことも多い。管理職になれば、他の教職員が残っていると帰れない、土・日も出勤しなければならないという状況も考えられる。育児等、家庭の事情などに関して、学校としてはどのような配慮をしているのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

性別にかかわらず、子育てに関しては休暇等取りやすい環境を作ることがまず挙げられる。周りの教職員が理解すること、女性だけが負担を負うのではなく、

パートナーも負担を分け合うなど家族の理解を得ることなどを学校には指導している。また、土・日に出勤しなければならない場合には、校長や教頭と相談しながら対応しているのが実状である。

委員

お互いに事情を理解しあって、個人ではなくチームとして、支え合いながら成果をあげるという考え方で、女性が活躍できるような環境を整備してもらいたい。

細部事項の中に「小・中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める」とあるが、小・中学校間の教員の異動について、昨年度の実績と、異動を行ったことによる効果について伺いたい。

参事兼学校管理課長

小・中学校間における教員の異動ということと少し異なるが、小学校と中学校の交流については埼玉県の制度を活用して実施している。現在2名を学校間に配置しているところである。小・中学校の連携、接続が円滑に進む、また、いわゆる中1ギャップが解消されるなどの効果があった。英語の教員が配置されているところなどは、小・中学校が一体となった取組ができている。

委員

今年度の人事交流の状況を確認したい。

教育長

富士見中学校の教員を中央小学校へ、霞ヶ関西小学校の教員を霞ヶ関西中学校に配置している。

委員

実際の取組の効果を測定することは、次に生かしていくためにも非常に重要である。効果の検証はしっかりと行ってもらいたい。

委員

さいたま市との人事交流については以前からあるのか確認したい。

参事兼学校管理課長

以前から人事交流は行っているが、さいたま市は政令指定都市になってから教員採用を独自に行っている。人事交流は全体的なものではなく、政令指定都市になる前に採用された教員が対象となっている。

委員

障害者雇用促進法による障害者の雇用割合は、教職員にも適用されるのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

教職員にも当てはまる。

委員

障害者雇用の現状について伺いたい。

参事兼学校管理課長

障害の程度に差はあるが、本市の教職員においても数名採用されている。

委員

数名とのことであるが、障害者雇用促進法の基準は満たしているのか確認したい。

参事兼学校管理課長

教職員を採用するのは埼玉県であり、県全体でとらえた場合、基準に達していないのが現状である。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第2議案第24号 川越市河越館跡整備検討委員会委員を委嘱することについて
(非公開)

日程第3議案第25号 川越市山王塚古墳調査検討委員会委員を委嘱することについて
(非公開)

10 協議事項

(1) 熱中症予防に係る川越市立小・中学校の活動方針について

副部長兼教育指導課長

本方針は、児童生徒等の熱中症事故による健康被害の発生防止のため、市立小・中学校における活動の方針として定めようとするものである。

まず、活動の制限に関しては、次の3点である。1点目として、暑さ指数が31度以上では屋外での運動やスポーツ、作業を行わない。暑さ指数31度以上とは、気温にして35度以上である。2点目として、活動前及び活動中においては気象条件に十分注意を払ったうえで、こまめに暑さ指数を測り、特に暑さ指数が31度以上となった場合等には直ちに活動を中止し、屋内の冷房が効いている部屋に早めに移動する等の適切な対応をとる。3点目として、活動を実施する際には、気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分配慮し、活動の中止や延期、活動内容の見直し、活動時間の変更や短縮等に、柔軟に対応する。

次に、運動会や体育祭、校外学習、部活動等については、部活動は暑さ指数31度以上を基準として判断する。また、運動会や体育祭、校外学習、部活動の公式試合等については、やむを得ずこれを実施する場合でも、開催時間の短縮やプログラムの変更、こまめな水分補給、休憩時間の確保、冷房の効いた休憩場所の準備など、十分な配慮を行う。別に主催者がある場合には、必要に応じてこれらの事項を主催者側に確認し要請する。

熱中症対策に関する知識の啓発等について、全ての学校職員は独立行政法人日本スポーツ振興センターの発行する冊子「熱中症を予防しよう」を熟読し、予防や熱中症発生時の適切な対応等について必要な知識を身に付ける。平成30年7月23

日付けで発出した通知「熱中症事故の防止等について」も参考としながら、熱中症に十分に注意して活動を行い、熱中症事故が危惧される状況等においては勇気をもって直ちに活動を中止することを常に心がける。

なお、本方針については、本定例会の協議後、教育長決裁にて決定し、各小・中学校に周知する予定である。

委員

運動会や部活動などは学校の判断で調整が可能と思われるが、公式試合などは日程変更等は難しいと考える。例年、7月から8月にかけて大会が多く行われるが、主催者側の対応について確認したい。

副部長兼教育指導課長

本市教育委員会として市立中学校に通知した内容としては、県大会に出場する部活動については、制限や休憩時間の確保を求めながら、活動を認めていた。中学校体育連盟主催の県大会においては、例えばサッカーなどは、ハーフタイム以外にも、完全に試合を止めて、休憩時間を多くとり、水分補給をさせるなどの措置がとられたと聞いている。やはり、公式試合の日程変更は難しいため、休憩時間、冷房の効いた休憩場所の確保などに配慮しながら大会運営が行われたと聞いている。

委員

日程変更は難しいが、涼しい時間帯に試合を行うなど工夫して、事故のないようにしてもらいたい。

委員

時間帯を変更するなどの工夫について意見が出たが、学校によってはナイター設備が整備されているところもある。そうした学校を利用することはできないのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

市内の大会であれば日程の変更は可能である。今年度は、例年7月末に行われる夏季大会を8月に延期して実施した。ナイター設備の利用については、不可能ではないと考えるが、生徒の移動やそれに伴う引率などの安全面を考慮すると、日程の変更等を優先して検討すべきであると考えている。

委員

今年は暑さのため、プール指導も中止になったと聞いているが、このような気候における体育の授業についてどのように考えているか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

プール指導については、体温と水温の差が5度未満になると発汗作用が進み、体調を崩しやすいため、水道水を入れるなど水温調整をしながら実施するが、今年はそれも難しいほどの暑さであり、中止を余儀なくされた学校があった。校庭や体育館における体育の授業についても、気温等に応じて、休憩や給水の時間を確保する

ような進め方が必要であると考える。

委員

例えば、体育祭の時期に集中して体育の授業を行い、暑い時期には屋内で他教科の授業を行うなど、年間を通じた調整は難しいのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

学期ごとに実施すべき授業時数が定まっており、年間の指導計画に基づいて授業を実施する必要があるため、そうした調整は難しいが、進め方を工夫するなどして実施したいと考える。

委員

暑さ指数3.1度以上、気温にして3.5度以上では屋外での運動やスポーツ、作業を行わないとのことであるが、根拠は何か伺いたい。

副部長兼教育指導課長

暑さ指数とは人体と外気との熱のやり取りに着目した指標であり、湿度7、輻射熱2、気温1の割合により算出される数値である。湿度が高いと発汗作用が進まず、体内に熱がこもって体調を崩しやすくなり、重篤な場合は、臓器不全などを起こし、死に至ることもある。暑さ指数3.1度は、事故予防のために活動等を制限する目安となるものである。

委員

全国的に用いられる公式の数値であるのか確認したい。

副部長兼教育指導課長

環境省の熱中症予防情報サイトにおいて、暑さ指数ごとに制限される活動が示されている。また、公益財団法人日本スポーツ協会の「熱中症予防のための運動指針」においても、暑さ指数3.1度以上は、運動は原則中止と示されており、公式の数値である。

委員

数値の根拠については、説明を求められたときに示せるよう準備しておく必要があると考える。

本活動方針については、強制なのか指導なのか確認したい。

副部長兼教育指導課長

強制ではなく指導措置と考えている。

委員

指導措置とすると、活動の中止等の判断は各学校となり、判断が分かれる可能性がある。そこで万が一、事故が起こった場合、学校現場は対応に困る。教育委員会として本活動方針を定めるのであれば、強制的に従ってもらうべきである。定める意味がなくなる。

学校教育部長

平成30年7月に発出した通知の後に本活動方針を示すことには、本活動方針に必ず従ってもらいたいという意図がある。7月の通知発出後、学校等から活動の実施について問い合わせが複数寄せられたが、原則に従えない場合は、その理由を本市教育委員会が必ず把握することとした。本活動方針を学校に周知する際には、原則に従えない場合は教育委員会に必ず報告するよう徹底し、実施についての判断に関わるようにする。また、大会等の、学校から離れた活動についても、どの学校がどの大会に参加したかなど、必ず状況と結果を把握する。

委員

中止等の判断については学校等に任せず、必ず教育委員会が関わるようにしてもらいたい。また、本活動方針については、保護者にも周知徹底してもらいたい。

さらに、スポーツ少年団等には周知されるのか確認したい。

副部長兼教育指導課長

全市的な周知については、総合政策部政策企画課と調整中である。本活動方針を定め、全庁には周知する。スポーツ少年団については文化スポーツ部スポーツ振興課が所管となるので、周知を依頼することとなる。全市的には、暑さ対策として政策企画課で周知することとなると思われる。

委員

行政は市長部局、教育委員会部局とわかれているが、対象は同じ、児童生徒である。同じ基準で対応してもらいたい。

教育長

暑さ指数31度以上とは、気温とすると35度以上であるとのことだが、気温が35度以上となった場合の活動は必ず中止とするのか、原則中止とするのか再度確認したい。他市の対応の基準も本活動方針と同様であるのか併せて確認したい。

副部長兼教育指導課長

さいたま市は本市の通知と同様、原則中止としている。川口市は、平成30年8月以降の活動について教育長の判断で全て中止としている。

教育長

今年の暑さ対策として通知を発出して対応したが、それを方針として定めるということは、今後も対応を継続していくということである。気温だけで考えると、35度以上でも活動してきた経緯がある。他市の状況をさらに調査し、検討する必要があると考える。学校等への周知方法にしても、通知として発出するのか、従うべき方針であるとして通知を添付して周知するのか、発出方法によっても意味合いが変わってくるため、併せて検討してもらいたい。

委員

今年は記録的な猛暑であったが、本市において、熱中症で重篤な事案があったのか確認したい。

副部長兼教育指導課長

学校における救急搬送は数件あったが、いずれも軽度であり、病院での処置の後、その日のうちに帰宅しており、重篤な事案はなかった。

委員

熱中症と思われる症状で搬送された児童生徒について、気温や湿度など、その症状を訴えたときの活動環境を把握しているのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

7月の通知発出後の事案については、学校において計測していると思われるが、通知発出以前の事案については記録はないと思われる。

教育長

本活動方針には、プール指導について具体的な記述はないが、記述の必要はないのか確認したい。

副部長兼教育指導課長

「屋外での運動」という表記の後に、プール指導を含むとして明記する。

1 1 その他

- (1) 議事に先立ち教育長から、議案第24号及び議案第25号は人事に関する情報であることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うことに決定した。
- (2) 会議録署名委員として、長井委員、黒田委員が指名された。
- (3) 次回教育委員会は、平成30年10月22日（月）午後2時開催に決定した。